

目 次

教育委員会規則

- 学校教育法施行細則の一部を改正する教育委員会規則…………… 1
- 告示
- 公印の廃止について…………… 2
- 公印の改刻について…………… 2

公布された教育委員会規則のあらまし

◆学校教育法施行細則の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第1号）

1 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴う学校教育法施行規則の一部改正及び小中一貫教育制度（義務教育学校）の導入に係る学校教育法等の一部を改正する法律の制定に伴う学校教育法施行令の一部改正に伴い、規定の整備を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。

2 内容

- (1) 指定都市立特別支援学校の学級編制等における北海道教育委員会の認可を廃止し、事前届出とすることとした。
 - ア 高等部の学級の編制及びその変更（第4条及び別記第6号様式関係）
 - イ 幼稚部、小学部、中学部又は高等部の設置（第8条及び別記第10号様式関係）
- (2) 義務教育学校の制度の創設により、次の手続に係る規定及び様式に「義務教育学校」を加えることとした。
 - ア 学校の設置届出（別記第2号様式及び別記第3号様式関係）
 - イ 学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校に就学することが適当である者（視覚障害者等でなくなった者を除く。）の通知（第22条の2、別記第23号様式の2及び別記第23号様式の3関係）

3 施行期日等

この教育委員会規則は、平成28年4月1日から施行することとした。
ただし、義務教育学校の設置のため必要な手続その他の行為は、この教育委員会規則の施行前においても行うことができることとした。

教育委員会規則

学校教育法施行細則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

平成28年1月19日

北海道教育委員会教育長 柴田達夫

北海道教育委員会規則第1号

学校教育法施行細則の一部を改正する教育委員会規則

学校教育法施行細則（昭和53年北海道教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第4条中「認可の申請」の次に「（指定都市の設置する特別支援学校については届出）」を加え、「学校学級編制等認可申請書」を「学校学級編制等認可申請（届出）書」に改める。

第8条中「認可の申請」の次に「（指定都市の設置する特別支援学校については届出）」を加え、「幼稚部等設置認可申請書」を「幼稚部等設置認可申請（届出）書」に改める。

第22条の2の見出し及び同条第1項中「又は中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に改める。

別記第2号様式中「中学校、高等学校」を「中学校、義務教育学校、高等学校」に改める。

別記第3号様式中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

別記第6号様式中「学校学級編制等認可申請書」を「学校学級編制等認可申請（届出）書」

に、「認可されるよう、」を「(認可されるよう、)」に改め、「必要書類を添えて申請」の次に「(届出)」を加える。

別記第10号様式中「幼稚部等設置認可申請書」を「幼稚部等設置認可申請(届出)書」に改め、「設置したい」の次に「(します)」を加え、「認可されるよう、」を「(認可されるよう、)」に改め、「必要書類及び図面を添えて申請」の次に「(届出)」を加える。

別記第23号様式の2及び3中「又は中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この教育委員会規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(義務教育学校の設置のため必要な行為)

- 2 義務教育学校の設置のため必要な手続その他の行為は、この教育委員会規則の施行前においても行うことができる。

告 示

北海道教育委員会告示第2号

次の公印を、平成27年12月7日限りで廃止した。

平成28年1月19日

北海道教育委員会教育長 柴田 達夫


| 公印の種別 | 規格 | 印影 |
|-----------------|--------|---|
| 北海道岩見沢農業高等学校長の印 | 20mm平方 |  |

北海道教育委員会告示第3号

次の公印を改刻し、平成27年12月8日その使用を開始した。

平成28年1月19日

北海道教育委員会教育長 柴田 達夫

| 公印の種別 | 規格 | 印影 |
|-----------------|--------|--|
| 北海道岩見沢農業高等学校長の印 | 20mm平方 |  |